

障害福祉サービスの提供

自立支援局（指定障害者支援施設）

障害者総合支援法に基づき、指定障害者支援施設として主に身体に障害がある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の障害福祉サービスを実施しています。

■利用案内

サービスの種類	対象者	定員	利用期間	サービス内容	
昼間実施サービス	自立訓練 (機能訓練)	主に視覚に障害がある方で、自立した生活を送るための訓練を必要とする方 重度の肢体不自由（主に頸髄損傷による四肢麻痺等）のある方で、リハビリテーションの訓練効果が期待できる方	40名	18ヶ月以内 (頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある方は最長3年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動訓練（歩行訓練） ・日常生活訓練（日常生活技術・各種機器操作等） ・コミュニケーション訓練（スクリーンリーダー操作、IT機器操作等） ・ロービジョン訓練（視覚補助具、光学的補助具の利用等） ・医学的支援、看護、介護 ・理学療法 ・作業療法 ・運動療法 ・自動車訓練 ・職能訓練
	自立訓練 (生活訓練)	主に高次脳機能に障害がある方で、自立した生活を送るために訓練を必要とする方	30名	24ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムの確立（週間プランニング、日課時限管理等） ・生活管理能力の向上 ・社会生活技能の向上（日常生活訓練、移動訓練等） ・代償手段の獲得・作業耐性の向上
	就労移行支援	主に身体に障害があり就労を希望する方で、新しい知識や技能を習得して就労の見込まれる方	100名	24ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・職業準備訓練 ・職場体験訓練（サービス系、販売系、事務系、製造系、物流系） ・技能習得訓練（機械製図、電気・電子、一般事務、経理事務、事務補助、クリーニング等） ・職場体験実習 ・就労マッチング支援（職場開拓、就職活動、フォローアップ等）
	就労移行支援 (養成施設)	視覚に障害がある方で、資格を取得することで就労または自立が見込まれる方	168名	3年 または 5年	<ul style="list-style-type: none"> ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の国家試験受験資格取得に向けた学習 ・就労マッチング支援（職場開拓、就職活動、フォローアップ等）
施設入所支援	昼間実施サービスの利用者で、通所困難な方	340名	昼間実施サービス提供期間内	<ul style="list-style-type: none"> ・宿舍の提供 ・食事の提供 ・生活援助 	

※課税状況等により市区町村が定めた各サービスの利用料に加えて、食事及び光熱水費の実費負担があります。

なお、利用料の詳細については減免制度等がありますので、市区町村の福祉担当窓口にご相談下さい。

※国立職業リハビリテーションセンターへの入所については、当センター利用開始後に国立職業リハビリテーションセンターが行う職業評価の結果に基づいて決定されます。

お問い合わせ先

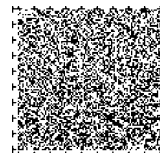
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 総合相談支援部 総合相談課

TEL 04-2995-3100（内線2211～2215）

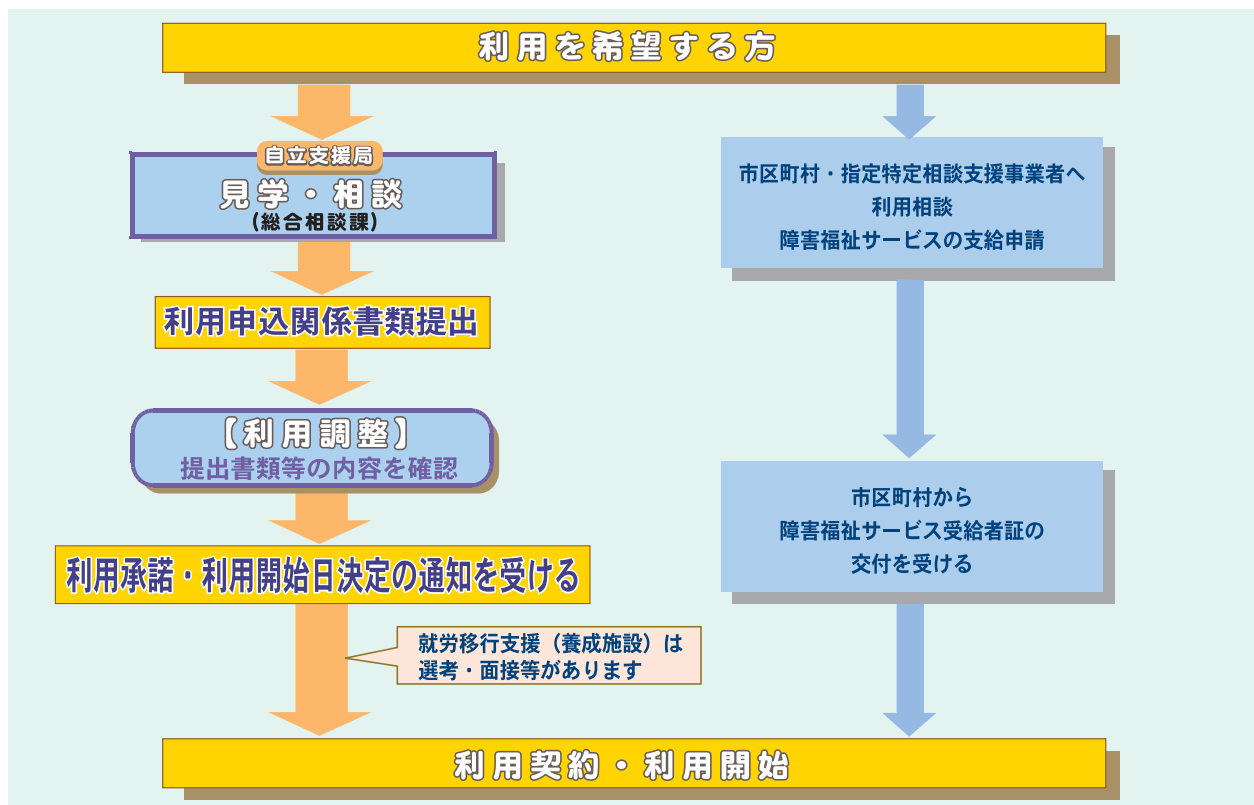
FAX 04-2992-4525（総合相談課直通）

E-mail soudan@rehab.go.jp

利用を希望する方は、総合相談課までお問い合わせ下さい。
見学相談については事前に予約が必要です。



■利用開始までの手続（標準例）



自立訓練（機能訓練）

主に視覚障害や頸髄損傷による四肢麻痺などのある方が、地域や家庭、職場などで持てる力を最大限に生かし、より充実した社会生活を送れるよう支援しています。



日常生活訓練

調理、洗濯、掃除などの家事動作や日常生活用具の使用方法など生活に合わせた必要な支援をしています。



移動（歩行訓練）

単独で外出できるように白杖を用いた歩行技術を身につけるための支援をしています。



コミュニケーション訓練

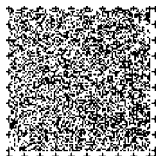
点字やパソコン操作（インターネット、Eメール）などコミュニケーション手段が確保できるよう支援しています。



機能訓練

理学療法、作業療法、スポーツ訓練などを通して日常生活及び社会生活の自立を支援しています。

障害福祉サービスの提供



自立訓練（生活訓練）

主に高次脳機能障害の方に対し、個々の状況に併せて生活能力を高めると共に、様々な進路に向け地域の各支援機関と協力しながら支援体制を築きます。



スケジュール管理

予定表や携帯電話等を活用し、スケジュールに沿った活動ができるよう支援します。



社会生活技能の向上

生活場面や対人関係を振り返り、自己管理の手段や適切な対処方法を具体化し、状況に応じて行動できるよう支援します。



日常生活訓練

服薬管理、掃除、洗濯、調理、公共交通機関の利用など、個々の生活に必要な活動が可能となるよう支援します。



就労準備訓練

様々な作業を通じて自身の課題への気づきを促し、手順書などの代償手段を活用しながら、集中して取り組めるよう支援します。

就労移行支援

就労が見込まれる主に身体に障害のある方に、技能習得の訓練、職業体験の訓練、事業所での職場体験実習や就労マッチングを行うなど就職へ向けた支援をしています。



技能習得・職場体験訓練（技術系）

就労に必要な技能の習得（クリーニング、機械製図、電子・電気など）、作業耐性の向上、就労マナーの習得の支援をしています。



就職活動支援

模擬面接、職場体験実習、就職面接会への参加などの就職活動支援を行い、就労支援機関と連携し就労マッチング支援をしています。



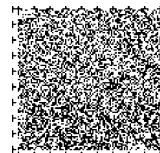
技能習得・職場体験訓練（事務系）

伝票チェック、データエントリー、ワープロや表計算ソフトの活用、簿記など一般事務の就労に必要な支援をしています。



職場体験訓練

様々な模擬的な作業体験をすることにより、適性にあつた職業を探し、就労マナーなどを身につける支援をしています。



就労移行支援（養成施設）

視覚に障害のある方が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を取得し、あはき師として就労することを支援します。



授業

講義では、パソコンや拡大読書器、DAISY仕様機器などを活用し、東洋医学をはじめ病理学、生理学などを広範に学習しています。



解剖学授業

人体諸器官の位置、形態、構造を、人体模型などを活用して学習しています。



実技実習

あはき師として必要な技能を、少人数制で徹底して学習し、生涯にわたる技術向上の基礎を固めます。



臨床実習

卒業年次には、実際の治療を想定して外部の協力者に対して実習し、開業、企業内理療師としての就労などに備えます。

施設入所支援

通所で支援サービスを受けることが困難な方には、施設入所支援サービス（宿舎利用）を提供しています。



宿舎利用

夜間や休日の生活の場として宿舎を利用できます。宿舎には浴室やトイレなど障害の特徴に合わせた設備があります。



健康相談

日中の時間帯に保健師による健康相談を行っています。



生活相談

宿舎生活を円滑に送ることが出来るように、生活に関する相談と支援をしています。



食事の提供

季節の食材を使った食事を提供しています。また、食事のコントロールが必要な方には適切なメニューを作成して提供しています。